

ザールラント州における外出制限措置の延長

2020年3月30日

在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント欄】

●本30日、ザールラント州政府は現行の外出制限措置の4月20日（月）までの延長を決定しました。

【本文】

本30日、ザールラント州政府は現行の外出制限措置を4月20日（月）まで延長することを決定しました。現行措置は下記の通りです。

1. 原則として、以下2. で例示するような正当な理由がある場合にのみ、自宅を出ることが出来る。この措置を遵守しなかった場合には、罰則が与えられることがある。
2. 原則として、以下の理由等の場合にのみ外出可能。
 - ・ 仕事
 - ・ 試験を受けるため
 - ・ 診察等医療行為を受ける
 - ・ 日用品の買い出し等
 - ・ パートナーや家族を訪問する
 - ・ スポーツや散歩等は許されるが、一人乃至一人の他人、または住居を共にする家族とのみ許される
 - ・ 公的機関での手続き等
3. 飲食・理髪関係の店舗・施設は全面的に閉鎖する（ただし食べ物のテイクアウト・デリバリーは可能）。

当館がこれまで新型コロナウイルス感染症に関して発出したお知らせについては、当館ホームページのトップページ左上の「【重要】新型コロナウイルス感染症に関する当館からのお知らせ」にまとめて掲載していますので、ご参照ください。

（当館ホームページ）

https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【参考】

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_165.html#ad-

[image-0](#)

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関する Q&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話： +49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp